

調査票各項目の記入要領

- ・黒のボールペンまたは黒インクを使用してください。
- ・記入した数値などを訂正する場合は、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを黒字で記入してください。訂正印は必要ありません。
- ・数字は算用数字を使用し、単位や位（くらい）を間違えないように記入してください。

事業所の名称、所在地、郵便番号をご確認ください。

- ※変更がありましたら、赤字で訂正をお願いします。
- ※事業所の統廃合・組織変更等あった場合も、変更後の事業所が調査対象事業所となりますので、新名称等に赤字訂正をお願いいたします。（オンライン回答の場合は、電子調査票左下の備考欄に入力してください。）

忘れずにご記入ください

「主な生産品の名称又は事業の内容」、「記入担当者」についてご記入をお願いします。

※平成29年中に貴事業所で生産した主な生産品の名称又は主な事業の内容を具体的に記入してください。

※主な生産品が複数ある場合又は複数の異なる事業を営んでいる場合は、そのうち売上が最も多いものとしてください。売上高によって決定することが困難な場合は、従事する労働者数の多いものを記入してください。

※記入担当者の欄は、実際に調査票の作成を行った方についてご記入ください。

1. 企業全体（貴事業所を含めた会社全体）の常用労働者数

企業全体（本社、支社、工場、営業所等全て含む。）の12月末日の常用労働者数に該当する区分を○で囲んでください。

事業所は、原則として同一建物の範囲とします。ただし、工事業、訪問介護事業等、通常の作業現場が事業所と離れている場合は、管轄下の作業現場を全て含めて記入してください。

2. 貴事業所の全労働者数および常用労働者数

【全労働者数】

正社員、パートタイム労働者、アルバイト、派遣労働者（貴事業所が派遣先である場合）、他社からの出向者等、**名称および雇用形態の如何を問わず貴事業所で働く全ての労働者**のことをいいます。

※ただし、事業主、役員（下記イを除く）、他社への出向者、他社で働く派遣労働者（貴事業所が派遣元である場合）、請負事業（構内下請等）で働く労働者は**含みません**（貴事業所が請負事業の場合は調査対象です）。なお、船員法第1条に規定する船員については、調査の対象外とします。

【常用労働者数】

上記の「事業所の全労働者数」から、**派遣労働者を除いた者**で、以下のア～エのいずれかに該当するものをいいます。

- ア 期間を定めず又は1か月以上期間を定めて雇われている者（パートタイム労働者、アルバイト等を含む）
- イ 重役、理事等の役員のうち、常時貴事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者（労災保険対象者）
- ウ 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者
- エ 育児・介護・病気休業中の者

様式1

統計法に基づく一般統計調査

〒100-0101
千代田区霞が関1-2-2

霞ヶ関株式会社御中

99	0001	E	133	5
府県	一連番号	産業分類	事業所規模	

事業所の名称、所在地に変更がありましたら赤字で訂正をお願いします。
○記入は黒のボールペンまたは黒インクでお願いします。

1. 企業全体（貴事業所を含めた企業全体）の常用労働者数（12月末日現在）

5,000人以上	1,000～4,999人	300～999人	100～299人	30～99人	10～29人
1	2	3	4	5	6

※調査期間は平成29年1月1日から12月31日です。（給与締切日で記入する場合には前年の12月の給与締切日の翌日から本年の12月の給与締切日までの1年間について記入してください。）

問「2」以降については、貴事業所のみについて記入してください。

2. 貴事業所の全労働者数及び常用労働者数（12月末日現在）

事業所の全労働者数	151
うち常用労働者数	111

○問い合わせ先
厚生労働省政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室 安全衛生第二係
電話：03-5253-1111（内線）7669,7661
受付時間9:30～17:00（12:00～13:00を除く）

1～12月の各月欄は確認欄のため、無記入でも構いません。

3. 調査期間中（1～12月※）の全労働者の延べ実労働時間数

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
16,872	18,981	22,200	25,368	24,160	25,368	25,576	19,328	24,160	26,576	24,462	28,690	
合計（1～12月※）											281	741

全労働者の延べ実労働時間数

数字が一致するか確認

項目	労働不能程度						⑦合計
	①死亡	②永久全労働不能(1～3級)	③永久一部労働不能(4～14級)	一時労働不能 (休業日数は、所定休日も含めた日数を記入してください。)			
死傷者数			2	1	2		5
延べ休業日数				16	9		25

②永久一部労働不能(上記③)の身体障害等級内別別負傷者数

身体障害等級別	等級														合計
	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級				
負傷者数										1	2				

不労災害被災労働者数	5
うち永久一部労働不能負傷者数	1

ご協力ありがとうございました。記入していただきました調査票は、平成30年1月22日（月）までに同封の返信用封筒に封入のうえ、「厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室」あてへ提出してください。

4. 労働災害の発生状況

（平成29年1月～12月中に発生した労働災害）

被災した全労働者（調査期間中に1日でも働いた方が対象）の「延べ人数」および「延べ休業日数」をご記入ください。調査期間前に発生した災害が原因で調査期間中も継続して労働不能の方や休業している方は対象外です。

労働不能程度の区分や休業日数が12月末日までに確定しない場合は、12月末日から2週間経過後までに確定したものを記入してください。2週間経過後でも確定していない場合は、医師等の所見を参考に見込みで記入してください。

この調査では、発生した労働災害の件数ではなく、被災した労働者数を単位としています。調査期間中に同一の方が2回被災した場合、死傷者数は1人ではなく、2人と計上してください。

4(1) 労働不能程度別数

労働不能程度*1別に、①～③には「死傷者数」を、④～⑥には「死傷者数」と「延べ休業日数」を、⑦には各行の合計をご記入ください。

*1 労働不能程度はP4の【表1】をご参照ください。

身体障害等級*2に該当する障害を残す災害（②③）については休業しなかった方も含みます。

一時労働不能（④～⑥）については1日以上休業した方で、①～③に該当しない方をお答えください。

※労働不能の日数別（被災当日は除く）に、延べ数を記入してください。

※日数は所定休日も含めた暦日数をご記入ください。

※1日未満の休業は切り捨ててください。

4(2) 身体障害等級別数

「4(1)③永久一部労働不能」について、身体障害等級*2別の負傷者数（内訳）をご記入ください。

*2 身体障害等級はP4の【表2】をご参照ください。

「合計」欄の数は、「4(1)③永久一部労働不能」の死傷者数と同数となります。

被災日の翌日以降1日も休業しなかった（不労災害*3）方の数と、そのうち「4(1)③」に計上した数をご記入ください。

*3 業務遂行中に業務に起因して受けた負傷または疾病によって、医療機関（事業所内の診療所も含みます）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（被災日の翌日以降の休業が1日未満のものを含む）をいいます。

「うち永久一部労働不能負傷者数」には、「4(1)③永久一部労働不能」に記入した負傷者数のうち、不労災害の方の数を記入してください。

4(3) 不労災害被災労働者数

実際に労働した時間数について、全ての労働者の延べ実労働時間数をご記入ください。

「全労働者」の定義は、「2. 貴事業所の全労働者数」の「全労働者」と同じです。ただし、12月末日現在の労働者ではなく、**調査期間中に1日でも働いた方の労働時間も含めてください。**

※全労働者の労働時間を合算して、1時間未満の端数がでた場合は切り捨ててください。

※早出、残業等の超過労働時間も含まれますが、休暇（所定休日・有休等）・休憩の時間は、労働時間ではないため実労働時間から除きます。

ただし、坑内労働従事者の休憩時間や、監視又は断続的業務に従事する方の手待時間は実労働時間に含めてください。

※出張、研修も実労働時間に含めてください。

※事情により、正確な労働時間の算出が難しい場合は、概算で構いませんのでご記入をお願いします。



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

厚生労働省

平成29年労働災害動向調査 (事業所調査)

調査票記入要領

必ずお読みください

- この調査は、労働災害（業務上災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありません。
 - 下記の調査対象期間について、本紙中面の記入要領に沿って調査票にご記入の上、同封の返信用封筒を使って、厚生労働省宛て、下記の提出期日までに到着するよう、ご提出をお願いします。
 - インターネットからオンライン回答を行うことも可能です。回答作業を簡素化できますので、ぜひ、ご利用ください。オンライン回答の場合は、同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照の上、同じく本紙中面の記入要領に沿ってご入力ください。
- ※事業所の廃業等により、労働者数や延べ実労働時間数が「0」の場合は、オンラインでの回答ができません。紙の調査票の余白に「廃業」等記載し、提出してください。

調査対象期間 … 平成29年1月～12月

提出期日 … 平成30年1月22日（月） 必着

調査票を記入する前に

- 1) この調査でいう「労働災害」とは、調査対象事業所で働く労働者の、業務遂行中に、業務に起因（従事している仕事や付随行為が原因）した負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および伝染病は除きます。
※なお、**通勤途上の負傷、疾病（いわゆる通勤災害）はこの調査から除きます。**
- 2) 労働災害に該当するか否かについては、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書(5号、7号)」の控えや、「労働者死傷病報告」の控えなどによっても確認することができます。調査票のご記入に当たっては、できるだけこれらの資料を確認した上でお願いします。
- 3) この調査は**事業所単位**での回答をお願いしています。会社が「本社」、「支社」、「工場」、「営業所」などで構成されていても、それぞれを単独の事業所とします。
- 4) 問4労働災害発生状況において労働災害による死傷者がいない場合は、各合計欄に「0」を記入するのみでかまいません。

調査票の記入が終わりましたら

- 1) 調査票各欄のご記入が終わりましたら、①記入事項が正しいか、②記入もれがないか、③記入担当者の氏名が所定の欄に記入してあるか、ご確認をお願いします。
- 2) 調査票は、同封の返信用封筒を使って、平成30年1月22日(月)までに到着するよう投函してください。
※オンラインによる回答の場合も、平成30年1月22日(月)までにご回答をお願いします。
- 3) 調査票の記入内容について、電話で照会する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 安全衛生第二係

電話 …… 03-5253-1111（内線）7669, 7661

受付時間… 9:30～17:00（12:00～13:00、土・日・祝祭日、年末年始を除く）

【表1】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したもののことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したのも含みます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された 身体障害等級表 (下の表2参照。以下同じ)の 第1級～第3級 に該当する障害を残すもののことです。
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、 身体障害等級表 の 第4級～第14級 に該当する障害を残すもののことで、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にそう失ったもの b 身体の一部の機能を永久に廃したもの
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失わずに治癒して、 身体障害等級表 の 第1級～第14級 に該当する障害を残さないものをいいます。

【表2】身体障害等級表

第1級
1 両眼が失明したもの
2 そしゃく及び言語の機能を廃したものの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5 削除
6 両上肢をひざ関節以上で失ったもの
7 両上肢の用を全廃したもの
8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
9 両下肢の用を全廃したもの
第2級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
2 両眼の視力が0.02以下になったもの
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
3 両上肢を手関節以上で失ったもの
4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
2 そしゃく又は言語の機能を廃したものの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級
1 両眼の視力が0.06以下になったもの
2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの
3 両耳の聴力を全く失ったもの
4 一上肢をひざ関節以上で失ったもの
5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの
6 両手の手指の全部の用を廃したもの
7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
2 一上肢を手関節以上で失ったもの
3 一下肢を足関節以上で失ったもの
4 一上肢の用を全廃したもの
5 一下肢の用を全廃したもの
6 両足の足指の全部を失ったもの
第6級
1 両眼の視力が0.1以下になったもの
2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの
6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの

第7級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
4 削除
5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの
8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの
9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
11 両足の足指の全部の用を廃したものの
12 外貌に著しい醜状を残すもの
13 両側のこう丸を失ったもの
第8級
1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
2 せき柱に運動障害を残すもの
3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの
4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したものの
5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの
6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの
7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの
8 一上肢に偽関節を残すもの
9 一下肢に偽関節を残すもの
10 一足の足指の全部を失ったもの
第9級
1 両眼の視力が0.6以下になったもの
2 一眼の視力が0.06以下になったもの
3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
6の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
7 一耳の聴力を全く失ったもの
7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
8 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの
9 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの
10 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの
11 一足の足指の全部の用を廃したものの
11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの
12 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級
1 一眼の視力が0.1以下になったもの
1の2 正面視で複視を残すもの
2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
4 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
5 削除
6 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものの
7 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
8 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
9 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
10 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

第11級
1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
4 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
5 せき柱に変形を残すもの
6 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
7 削除
8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したものの
9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級
1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
4 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
8 長管骨に変形を残すもの
8の2 一手の小指を失ったもの
9 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものの
10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
11 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの
12 局部にがん固な神経症状を残すもの
13 削除
14 外貌に醜状を残すもの
第13級
1 一眼の視力が0.6以下になったもの
2 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
2の2 正面視以外で複視を残すもの
3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
4 一手の小指の用を廃したものの
5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
6 削除
7 削除
8 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
9 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第14級
1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
5 削除
6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものの
9 局部に神経症状を残すもの
10 削除

備考 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 3 手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 5 足指の用を廃したものととは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。